

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	福祉・援護課 恩給・援護担当
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利の裁定
②	法令名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
③	法令番号	昭和41年法律第109号
④	根拠条項	第3条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第3条 平成28年4月1日において戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。)であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)第4条第1項に規定する国債(平成28年4月1日において支払期日の到来していないものがある場合に限る。)の交付を受けた者(受けることができる者を含む。)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成28年4月1日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者(刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。)</p> <p>2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生労働大臣が行う。</p>
⑦	審査基準	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律等の施行について(平成28年4月15日社援発0415第2号厚生労働省社会・援護局長通知)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 44日
	経由期間	4日
	協議機関	
	当該処分機関	40日
⑫	問合せ	福祉・援護課恩給・援護担当(075-414-4616)
⑬	備考	